

第16回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年4月1日（水）18時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 3月31日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	160,020	3,008
イ タ リ ア	101,739	11,591
ス ペ イ ン	85,195	7,340
中 国	81,518	3,305
ド イ ツ	66,711	645
フ ラ ン ス	44,550	3,024
イ ラ ン	41,495	2,757
英 国	22,141	1,408
ス イ ス	15,475	295
ベ ル ギ ー	11,899	513
そ の 他	145,451	3,177
合 計	776,194	37,063

※ 191の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 3月31日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	449	6
大 阪 府	217	2
北 海 道	177	7
愛 知 県	170	19
千 葉 県	160	1
兵 庫 県	136	10
神 奈 川 県	115	6
埼 玉 県	84	3
京 都 府	54	0
新 潟 県	31	0
そ の 他	294	2
合 計	1,887	56

※チャーター便帰国者15名、空港検疫51名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 521名（3月31日20時00分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 518名（うち死亡者16名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定

○ 都の動き

1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）

- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信

令和2年4月1日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～3月30日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等	
	疑い例 検査	接触者 調査	陰性 確認		
4,558	3,781	2,296	1,041	444	777

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中	重症		死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
3,027	521	465	449	16	16	40

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

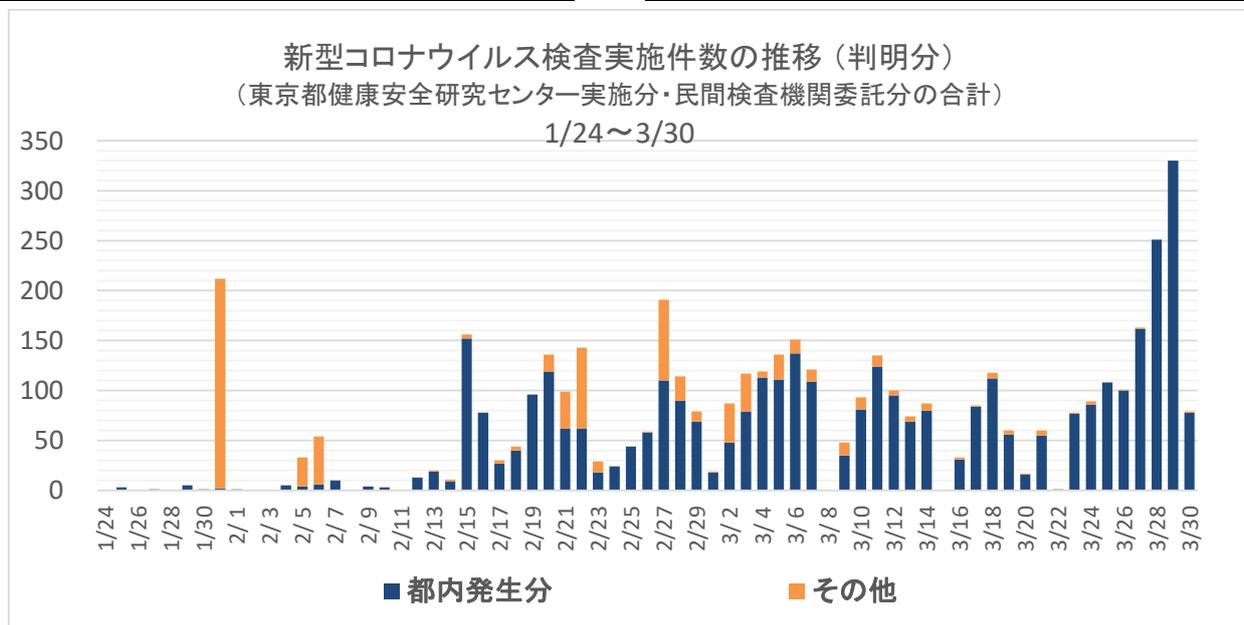
(注) 陽性者数は3月31日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

<速報値>

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
1/24	金	0	0
1/25	土	3	3
1/26	日	0	0
1/27	月	1	1
1/28	火	0	0
1/29	水	5	5
1/30	木	1	1
1/31	金	212	210
2/ 1	土	1	0
2/ 2	日	0	0
2/ 3	月	0	0
2/ 4	火	5	5
2/ 5	水	33	29
2/ 6	木	54	48
2/ 7	金	10	0
2/ 8	土	0	0
2/ 9	日	4	0
2/10	月	3	0
2/11	火	0	0
2/12	水	13	0
2/13	木	20	1
2/14	金	11	2
2/15	土	156	4
2/16	日	78	0
2/17	月	30	3
2/18	火	44	4
2/19	水	96	0
2/20	木	136	17
2/21	金	99	37
2/22	土	143	81
2/23	日	29	11
2/24	月	24	0
2/25	火	44	0
2/26	水	59	1

判明日	曜	検査実施数	
		都内発生分	その他
2/27	木	191	81
2/28	金	114	24
2/29	土	79	10
3/ 1	日	19	1
3/ 2	月	87	39
3/ 3	火	117	38
3/ 4	水	119	6
3/ 5	木	136	25
3/ 6	金	151	14
3/ 7	土	121	12
3/ 8	日	0	0
3/ 9	月	48	13
3/10	火	93	12
3/11	水	135	11
3/12	木	100	5
3/13	金	74	5
3/14	土	87	7
3/15	日	0	0
3/16	月	33	2
3/17	火	85	1
3/18	水	118	6
3/19	木	60	4
3/20	金	17	1
3/21	土	60	5
3/22	日	1	0
3/23	月	78	1
3/24	火	89	3
3/25	水	108	0
3/26	木	101	1
3/27	金	163	1
3/28	土	251	0
3/29	日	330	0
3/30	月	79	1
(累計)		4,558	777



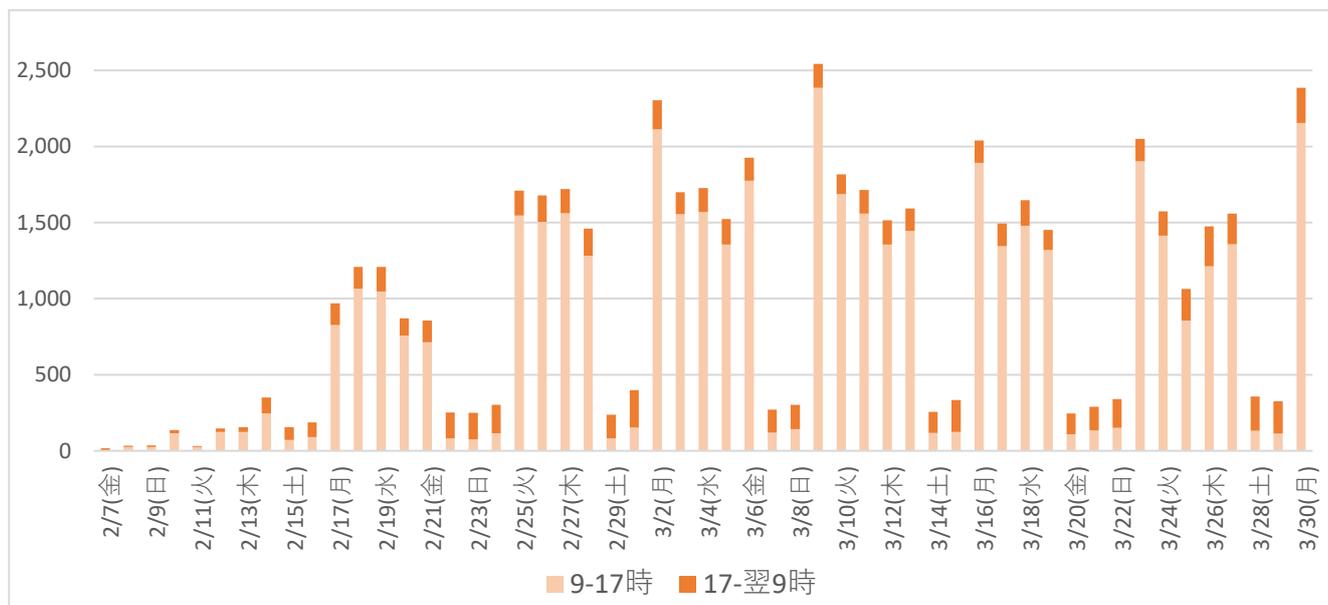
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

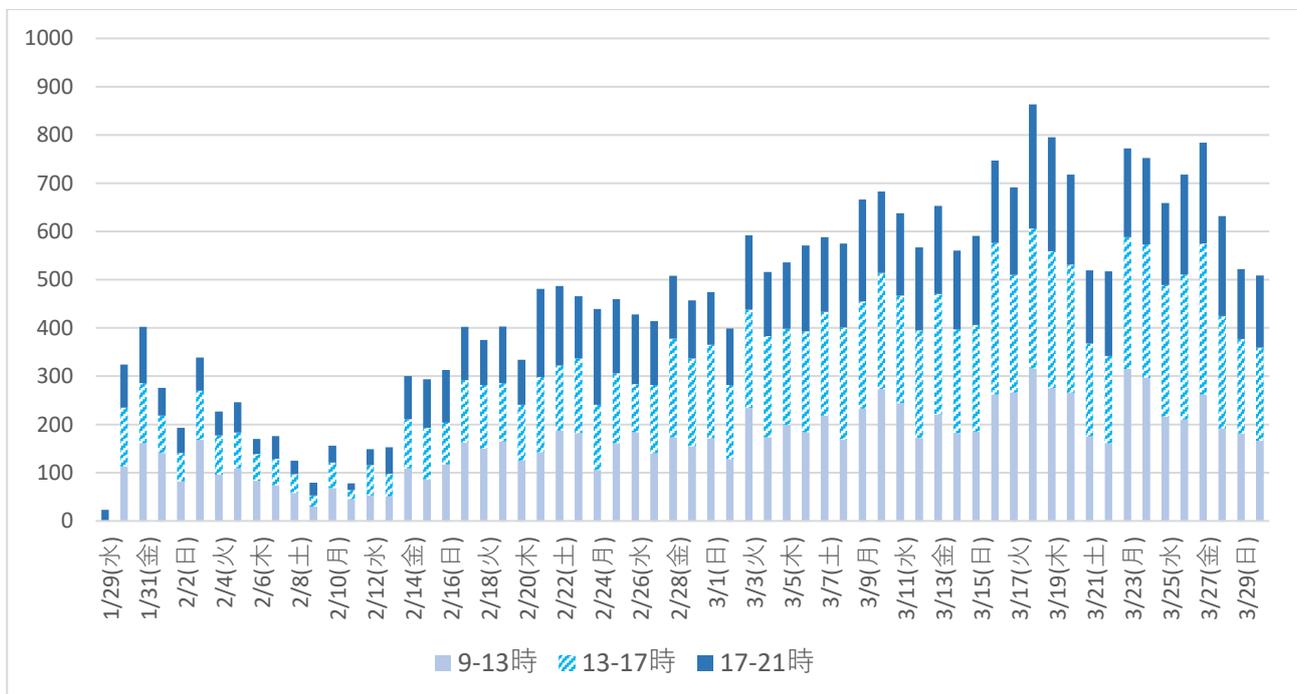
9-17時	44,537
17-翌9時	7,655
計	52,192

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	10,220
13-17時	10,187
17-21時	8,077
計	28,484

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、4 月 12 日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2 月 22 日から 3 月 15 日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4 月 12 日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3 月 27 日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3 月 3 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3 月 12 日）
- ・ 1 都 4 県（3 月 26 日）、九都県市（4 月 1 日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行 3 月 16 日）を 4 月 16 日まで 1 か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行 3 月 16 日）を 4 月 16 日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都 3 月号 1 面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3 月 13 日～15 日に、新聞主要 6 紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載

- ・ 広報東京都 4 月号 1 面・2 面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3 月 31 日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズBizの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内

チラシを配布

- ・海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの実施への協力呼びかけ
- ・ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・都立高校入学者選抜における対応
- ・公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

(人事委員会事務局)

- ・採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・各種救命講習等の休止
- ・各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止

○ 都庁舎・事業所共通

- ・各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

中小企業制度融資にかかる令和元年度補正予算について

- 令和元年度最終補正予算及び予備費で措置した、新型コロナウイルス感染症対応に係る中小企業制度融資について、当初の融資目標額 248 億円を大幅に上回る申込みが寄せられています。
- このため、令和元年度の融資目標額を 1,200 億円まで引上げ、その対応を可能とする補正予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしました。
- なお、これに要する財源は、財政調整基金を活用して対応しています。

【令和元年度補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	250 <small>億円</small>	7兆7,278 <small>億円</small>	7兆7,528 <small>億円</small>

(財源は、全額財政調整基金)

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

今後の都立学校における対応について

1 基本方針

春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とする。

2 学校における対応

【都立高校・中等教育学校等】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
 - ・その後、登校日の設定等については、別途通知
 - ・休業期間中は、ICTの活用を含めた自宅学習等を指示
 - ・年間行事計画等を見直し、長期休業期間等を活用して教育活動を補う
- ※ただし、島しょ地区は原則として休業しない

【都立特別支援学校】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
- ・その後、登校日の設定については、別途通知
- ・自宅等で過ごすことが難しい子供については、学校で過ごせるよう体制を整え、保護者との連携を密にして、きめ細かに対応
- ・スクールバスや昼食等を実施

3 区市町村への協力要請

都内全域における感染状況を踏まえ、区市町村教育委員会に対しても、都立学校の取組を参考として、感染拡大防止の取組への協力を強く要請し、あわせて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼する。その際、区市町村の取組に対して、都として支援を行う。

なお、設置者の判断により学校活動を再開する場合は、感染予防対策を十分に講じた上で実施し、感染者が発生した場合には、「都立学校版感染症予防ガイドライン」で示した臨時休業の取扱いも参考に迅速に対応するよう依頼する。

「第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年4月1日（水）18時30分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス対策のために、この庁議室への出席人数に関しまして、限定をして開催いたします。なお、この場に参集していない各局の局長等につきましては、スカイプの通話により会議に参加をしております。

それでは資料に基づきまして進行してまいります。

まずは「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」です。各国の発生状況、それから国内の発生状況につきましては資料のとおりです。一番下が都の発生状況ですが、3月31日昨日の20時時点で521名という状況になっております。

国の動きはこのページでは大きな動きはありません。都の対応につきましても、大きな動きはございません。「新型コロナウイルス病原体検査実施状況」、「新型コロナウイルス病原体検査実施日別状況」、「新型コロナ受診相談窓口の受付状況」、「新型コロナコールセンターの受付状況」については資料のとおりでございます。後ほどご確認願います。

「新型コロナウイルス感染症への各局の対応」でございます。各局の対応につきましては、2枚目のところの一番上のところに生活文化局の「私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請」ということで、この具体的な内容については後ほど教育庁からご説明いただく予定です。

次に財務局からの1枚の資料をお付けしております。「中小企業制度融資にかかる令和元年度補正予算について」とのことです。内容につきましては後ほどご確認いただければと思います。

次に、教育庁から「今後の都立学校における対応について」という資料をいただいております。内容につきまして教育長からご説明をお願いいたします。

【教育庁】

教育庁でございます。

これまで、都立学校につきましては、3月26日の段階で、春季休業期間終了後の新学期開始に向けました「都立学校版 感染症予防ガイドライン」をお示ししまして、その際に、今後の都内感染状況によりましては、一部または全部の学校での再度の臨時休業措置もあり得ることを合わせて伝えてきたところでございます。

現在、都内の感染状況は、陽性患者数が急激に増加するなど感染拡大局面にございます。こういった中で都全体におきまして活動の自粛を呼び掛けている、こういった状況でございます。こういった中でございまして、子どもの健康と安全を第一に考え、都立学校につきましては4月6日から5月6日までの臨時休業の措置を講じることといたしました。

ただし、始業式、それから入学式につきましては、各学校が予定した日程で、規模の縮小、あるいは時間の短縮など感染予防策を万全に講じた上で実施をいたします。

特別支援学校におきましては、保護者の都合により自宅等で過ごすことが難しい場合、あるいは子どもたちの精神的な安定等の観点から配慮が必要な場合等ございますのでこちらにつきましては学校で受け入れるということで保護者との連絡を密にとりましてきめ細かに対応してまいります。

また、区市町村でございます。小中学校につきましてはでございますが、都内における感染状況を踏まえ、区市町村教育委員会に対し都立学校の取組を参考にして、感染拡大防止への取組を強化、この協力を強く要請してまいります。合わせまして、子供の居場所確保やICTを活用した学習支援等につきましても対応を依頼していきたいと思っております。その際、区市町村の取組につきましては都としても支援をしてまいります。なお、区市町村の判断によりまして学校活動を再開する場合には、感染予防対策を十分に講じた上で実施するとともに、感染者が発生した場合には、「都立学校版 感染症予防ガイドライン」で示しております臨時休業等の措置の取扱いを参考にして、迅速かつ適切に対応するよう、改めて依頼いたします。報告は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。人事委員会事務局の方からということですので事務局長からお願いいたします。

【人事委員会事務局】

人事委員会が実施いたします採用試験等につきまして御報告させていただきます。

現下の状況を踏まえまして、5月3日(日)の「東京都職員I類B採用試験」及び5月10日(日)の「東京都職員I類A採用試験」について、実施を延期することといたしました。今後の対応については、決定し次第、改めてお知らせしてまいります。

また、あわせて、4月26日(日)の都職員管理職選考についても、延期することとしております。試験に向けて準備してこられた受験者の皆様には、大変御迷惑をおかけしてしまい申し訳ございません。多くの御理解のほどよろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして各局の取組ということでイベント等に関しまして政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局】

資料はございませんが、私の方からは、都主催イベント等の今後の対応について、ご報告をさせていただきます。

花見や動物園、美術館・博物館などの都民利用施設、また、都主催のイベントについては、2月21日に公表した方針や3月19日の国の専門家会議の提言等を踏まえまして休館・休園、延期や中止等の対応をとっていただいているところでございます。

現在の都内の感染状況を鑑みまして、都主催のイベントや都民利用施設については、これまでの対応をゴールデンウィークの最終日となる5月6日まで継続することといたします。

また、これまで同様に中止等の状況については、ホームページで公表してまいりますので、各局におかれては、引き続きご協力の程お願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

それではスカイプで参加されています局長等からご発言がございましたでしょうか。ご発言がありましたら、ミュートを解除していただきまして局名をご発言ください。よろしいですか。

それでは副本部長でいらっしゃいます多羅尾副知事からお願いいたします。

【多羅尾副知事】

私の方から、2点各局にお願いがございます。

1点目でございます。各局には都民の方々がお出でになる窓口や会議等があると思いますが、まだいわゆる3密など、感染リスクの心配のある環境となっているところがあるのではないかと思います。昨日も鮫洲の運転免許試験場で外郭団体の職員の方ではございますが、感染が明らかになり、本日から施設全体が閉鎖となっております。改めて各局におかれましては、都民の皆様の安全安心の観点から窓口等の状況の点検や必要な対策をお願いしたいと思っております。

それから、2点目でございます。各局では数か月先から半年先にかけて、イベント等の開催を予定されているところもあると思っております。少し先なので、開催の可否について判断を保留されている場合も多いと思っておりますが、イベントによっては都民の方々が今から練習や準備等のため、行動が必要な場合もございます。都として夜間や週末の行動の自粛をお願いしているということも踏まえて、少し先ではございますが、イベントの開催につきまして適切な判断をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、本部長からお願いいたします。

【知事】

連日ご苦勞様でございます。先ほど報告がありましたように、新型コロナウイルスで7名の都民方々がお亡くなりになったとの報告がございました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

そして、この1週間の新型コロナウイルス感染者数が高水準で推移していること、そして、今日新たに発生した患者については66人、これまで累計をいたしますと587名になったということがあります。これは、引き続き感染爆発の重大な局面が変わっていないということでもあります。

そして、先ほど九都県市の首脳によります、緊急テレビ会議を行ったところでございます。3月26日には1都4県の知事による緊急会議を行って、その後の推移などを踏まえて、今日は九都県市の長によって情報交換・意見交換、そして、3つの「密」の回避、人混みへの不要不急の外出、夜間の外出の自粛など、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた九都県市首脳会議緊急メッセージ」として取りまとめていただいて共同発出することとなっております。

また、すでに報告のありましたように都民の皆様方にはいくつか重要なお知らせでございますが、花見や動物園、美術館・博物館など、都民が利用される施設、また、都主催のイベントについては、2月21日から休館・休園しているところ、延期・中止などの対応をとってきているところでございますが、ゴールデンウィーク（5月6日）まで中止などを継続するところであります。関係者の皆様方には大変ご心配、ご苦勞をおかけいたしますけれども、厳しい状況を是非ともご理解していただきたいと存じます。

それから、教育長から報告のありましたとおり、都立高校などについてはゴールデンウィーク（5月6日）まで臨時休業の措置を継続いたします。ただし、始業式、入学式については、それぞれの学校が予定した日程において規模などの縮小や、感染予防策を講じ、様々工夫をしながら実施するということ。

また、小中学校については都内全域における感染状況を踏まえまして、区市町村教育委員会に対

して、都立学校の取組を参考にして感染拡大防止の取組への協力を強く要請し、併せて、子供の居場所の確保、ICTを活用した学習支援等についても対応を依頼するということでもあります。

それから、経済であります。2月の最終補正予算と3月に予備費で措置をいたしました新型コロナウイルス感染症対応にかかる中小企業制度融資でありますけれども、令和元年度分として当初は248億円程度の融資を見込んでおりましたが、それを大幅に上回る融資の申込みが寄せられておまして、合計しますと約1,200億円に上る見通しであるということでございます。

そこで、融資枠を1,200億円まで引き上げまして、これを担保する目的として、250億円の補正予算を編成、そして、緊急を要しますので、昨日の時点、年度末ぎりぎりですけれども専決処分を行ったところでございます。

引き続き中小企業の資金繰りを守るセーフティネットとして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、病床でございますけれども、前回の対策本部会議において500床を確保している旨を申し上げたところでありますけれども、それぞれ医療機関のご協力をいただきまして、今日現在で620床確保できているとのことでもあります。今後更に感染が拡大した場合に備えまして、引き続き病床の確保に努めてまいります。

まさにぎりぎりの「感染爆発重大局面」でございます。踏ん張りどころが続いておりますけれども、都が為しうる手立てを総動員いたしまして、都民の皆様のご協力を得ながら、全庁の総力を挙げて危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

今日は新年度初日でございます。入都式もこれまでにないテレビを通じた入都式になりました。まさにこのことが今私たち東京都の置かれている状況を象徴しているかと思っております。このような入都式が今回1回で記録に残る、また、記憶に残るものになるように、引き続き感染症の拡大については、全力を挙げて一日も早くこれを収束させるように全庁で取り組んでまいりましょう。

そして、引き続き都民の皆様には、4月12日までの間の、平日の夜間の外出、週末における不要不急の外出を控えていただきますように重ねてお願いを申し上げます。

また、時差ビズやテレワークもご協力の程よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。以上を持ちまして、「第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了いたします。